

③ 土地改良と農業用機械の普及

土地改良区は、昭和24年法律によって定められた土地改良法にもとづき、昭和27年4月24日荒井村土地改良区、館ノ内村土地改良区が同時に設立されました。翌昭和28年3月30日川南村土地改良区が設立され、これが旧村の合併により、北会津土地改良区となったのは昭和32年7月1日のことです。

土地改良区の目的は、地区内にある土地改良事業を進めるための農業者の団体で、全村ほ場整備事業も国や県の援助を得て、この団体が事業主体、あるいは負担団体となって行われたのです。

この事業によって、いままでの林や原野も耕地になり、一枚の区画を30アールとして団地化したので、土地はすべて優良地となりました。

村をうるおす用水は、村の東を流れる阿賀川（大川）の上流、馬越頭首工より毎秒7.12トンの水量が取水されています。一方村の西を流れる宮川（鶴沼川）から堰堤によって取水しているところや、また自然の湧水を利用してかんがいする蓼川流域があります。

村の地勢を生かして幹線道路・水路をつくり、農道も整備されたので農業用機械が急速に普及してきました。

主要農業機械所有台数

機種 年次	動力耕耘機 20P	トラクター 20-30 30以上	動力噴霧機	動力撒粉機	スピード スプレヤー	田植機	コンバイン	乾燥機	農用 トラック	動力荷取機
35			27	24						
40	717 (5)	2	127 (10)	209 (18)						
45	1159 (15)	15 6 (2)	238 (4)	689 (17)		7	71 (3)	77 (1)	288 (4)	8
50	858 (9)	86 16 (4) (5)	336 (3)	556 (6)	3	379 (14)	386 (20)	435 (6)	290 (2)	
55	733 (17)	290 67 (34) (27)	909(4)		20 (5)	741 (45)	523 (39)	584 (22)		
60	829 (7)	446 171 (38) (19)	824(8)		32 (3)	765 (53)	540 (29)	540 (29)		

注：表中()内の数字は共有である。